

農地法第3条の許可申請をされる方へ

【許可申請について】

●提出部数：各1部（下記1～3及び、必要に応じて4～7をすべてそろえて提出）

●提出期限：毎月15日（15日が土日祝日の場合は、直前の役場開庁日）

●提出書類

1. 農地法第3条の規定による許可申請書

2. 許可を受けようとする土地の登記簿謄本（全部事項証明書）の原本

3. 地元委員意見書

※すべての書類が整ったところで、担当委員へ依頼をしてください。

現地確認等の必要がありますので、日数に余裕をもって依頼してください。

4. 住民票等 ※登記簿謄本と現在の住所が異なる場合（登記簿謄本と現住所のつながりが分かるもの）

5. 耕作証明書 ※譲受人が豊丘村外で耕作されている場合

6. 所有権以外の権利者の同意書 ※所有権以外の権利が設定されている場合

7. 農地の農業利用に関する意向書 ※譲受人が70歳以上の場合等

※許可要件等の確認のため、上記以外の書類を求める場合もあります。

【許可申請にあたっての注意】

●農地法第3条では、許可することができない場合が規定されています。

①全部効率利用要件

権利を取得しようとする者またはその世帯員等が、権利取得後において耕作すべき農地（所有地及び借入地）の全てを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められない場合

②農作業常時従事要件

権利を取得しようとする者またはその世帯員等が、権利取得後において行う耕作の事業に必要な農作業に従事すると認められない場合（原則年間150日以上）

③地域との調和要件

周辺の地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがあると認められる場合

（例1）既に集落営農や経営体により農地が面的にまとまった形で利用されている地域で、その利用を分断するような権利取得

（例2）地域の農業者が一体となって水利調整を行っているような地域で、この水利調整に参加しない営農が行われることにより、他の農業者の農業水利が阻害されるような権利取得

（例3）無農薬や減農薬での付加価値の高い作物の栽培の取組が行われている地域で、農薬使用による栽培が行われることにより、地域でこれまで行われていた無農薬栽培等が事実上困難になるような権利取得

（例4）集落が一体となって特定の品目を生産している地域で、その品目に係る共同防除等の営農活動に支障が生ずるおそれのある権利取得

（例5）地域の実勢の借賃に比べて極端に高額な借賃で賃貸借契約が締結され、周辺の地域における農地の一般的な借賃の著しい引上げをもたらすおそれのある権利取得

主なものは上記のとおりですが、このほかにも許可することができない場合の基準があります。

●所有権移転の許可申請をする方

- 農地法第3条は、農地としてその所有権を取得し、自己（または世帯員等）が農地として耕作するための許可申請です。取得した農地を耕作せず、遊休農地化させないように、農地の適正管理をお願いします。
- 農地法第3条の許可取得後における当該農地の早期転用*・早期貸付は、原則できません（自身での3年3作をお願いしています）。

また、農地を許可なく、農地以外の用途で使用的場合は「違反転用」となるおそれがあります。

農地転用の予定がある場合は、農地法第5条（農地転用）の許可申請をしてください。

※農地転用が認められない農地・事業もありますので、まずはお相談ください。

*農地以外の用途（耕作以外の目的）で農地を利用することを、一般的に転用と言います。

豊丘村農業委員会